

日本応用心理学会役員選出・選挙規程 新旧対照表

2026 年 8 月 29 日理事会承認 / 2026 年 9 月 13 日施行

※ 下線部は改正箇所

条項	改正後	改正前
第 3 条第 1 項	選挙管理委員会は <u>投票期間開始日</u> の 2 か月前現在の、一般会員、院生会員の名簿により選挙台帳を作成する。	選挙管理委員会は <u>投票日</u> から 2 か月前現在の一般会員、院生会員の名簿により選挙台帳を作成する。
第 4 条第 2 項	理事選挙の投票は、5 名連記・無記名とし、 <u>原則として選挙管理委員会が指定する電子投票システムにより行う。投票期間内に当該システム上で受理された投票を有効とする。ただし、電子投票の利用が困難な選挙人については、本人からの事前の申出により、選挙管理委員会が別に定める方法によって投票することができる。</u>	理事選挙の投票は、5 名連記・無記名とし、 <u>郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、指定の日付までの消印があり、指定の場所に到着したものをもって有効とする。</u>
第 5 条第 2 項	監事選挙の投票は、単記・無記名とし、 <u>前条第 2 項に定める方法により理事選挙と同時にを行う。</u>	監事選挙の投票は、単記・無記名とし <u>理事の投票</u> と同時に行う。
第 6 条第 2 項	常任理事選挙の投票は、 <u>9 名連記・無記名とし、第 4 条第 2 項に準じて行う。</u>	常任理事選挙の投票は、 <u>9 名追記・無記名とし、郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、指定の日付までの消印があり、指定の場所に到着したものをもって有効とする。</u>
第 7 条第 2 項	理事長選挙の投票は、単記・無記名とし、 <u>第 4 条第 2 項に準じて行う。</u> 理事長の決定は最高の得票を得た者とする。最高得票を得た者が 2 名以上いる場合には、決選投票を行うものとする。	理事長選挙の投票は、単記・無記名とし <u>新常任理事会の席上で行う。</u> 理事長の決定は最高の得票を得た者とする。最高得票を得た者が 2 名以上いる場合には、決選投票を行うものとする。
第 9 条（新設）	<u>（電子投票の実施）</u> 第 9 条 <u>電子投票システムは、選挙人の本人確認および重複投票の防止を行うとともに、選挙人と投票内容とを結び付けて記録しない方法により、投票の秘密を確保するものでなければならない。</u> 2 <u>本人認証、投票期間、代替投票、システム障害時の対応、開票、異議申立て、記録の保存および廃棄その他電子投票の実施に必要な事項は、選挙管理委員会が別に定め、常任理事会の承認を得る。</u>	（新設）
第 10 条 （旧第 9 条）	（補則） 第 10 条 <u>ここに定めた以外の問題が生じた場合は、選挙管理委員会が原案を作成し、常任理事会において決定するものとする。</u>	（補則） 第 9 条 <u>ここに定めた以外の問題が生じた場合は、選挙管理委員会が原案を作成し、常任理事会において決定するものとする。</u>
第 11 条 （旧第 10 条）	（規程の変更） 第 11 条 <u>本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。</u>	（規程の変更） 第 10 条 <u>本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。</u>
付則第 6 項 （新設）	<u>6 本規程は令和 8 年（2026 年）9 月 13 日から施行し、第 9 期役員選挙から適用する。</u>	（新設）